

東京工業高等専門学校受託研究取扱規則

制 定 平成5年12月27日

最終改正 令和4年3月23日

(趣旨)

第1条 東京工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受託研究の申込み)

第2条 研究を委託しようとする者は、受託研究申込書を校長に提出するものとする。

(受け入れの審査・決定)

第3条 校長は、前条の申込があった場合は、当該研究の有益性その他必要な事項について、外部資金受入審査委員会に諮り、受け入れを決定するものとする。

2 外部資金受入審査委員会では、受入の審議にあたり、契約担当役の意見を聴するものとする。

3 校長は、第1項の審議の結果により受託を決定したときは、委託者及び契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第4条 契約担当役は、前条第3項の通知に基づき委託者と当該研究等の受託に関する契約（以下「受託契約」という）を締結し、校長及び研究担当者にその旨を通知するものとする。

(研究経費の納入)

第5条 委託者が負担する研究費の額は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 間接経費の額、その他間接経費に関する事項は、別に定める。

3 委託者は、前項に定める研究費を、原則として研究などの開始の前に、出納命令役の発行する請求書により納入しなければならない。

(研究費により取得した設備等の帰属)

第6条 研究費により取得した設備等は、本校の所有に属するものとする。

(国の機関等による委託)

第7条 第5条第3項及び前条の規定は、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団など政府関係機関、地方公共団体又は独立行政法人の場合には、これを適用しないことができる。

(研究の中止又は研究期間の延長)

第8条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、受託研究の中止・延長届を校長に届出なければならない。

2 校長は、前項の報告により研究の遂行上やむを得ないと認めたときは、受託研究の中止・延長を契約担当役に通知しなければならない。

3 契約担当役は、第2項の通知を受けたときは、契約を解除し、又は変更するものとする。

(研究の進行状況の報告)

第9条 研究担当者は、研究期間中、必要に応じて報告会を開催するなど、研究の進行状況の報告に努めるものとする。なお、報告内容等その他については委託者と協議して行うものとする。

(研究の完了・成果)

第10条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、校長に報告するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、契約担当役に通知するものとする。

3 委託者への報告は、研究担当者が行うものとする。

4 研究の成果は、原則として公表するものとする。ただし、その場合は、校長の承認を得て研究担当者が行うものとする。

(事務)

第11条 受託研究の受け入れその他事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、受託研究取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年9月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月25日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年6月6日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日一部改正)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。